

中間検査の対象となる建築物

対象地域

加賀都市計画区域

対象建築物

1. 一戸建て住宅、共同住宅その他これらに類する住宅で、分譲を目的とするもの
2. 建築基準法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する部分の床面積が100平方メートルを超える建築物で、地階を除く階数が3以上のもの

指定する特定工程 及び 特定工程後の工程

構造	特定工程	特定工程後の工程
鉄骨造	1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事	鉄骨を覆う耐火被覆工事又は外装工事若しくは内装工事
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	2階のはり及び床の配筋工事。（当該工事を現場で行わないものは、2階のはり及び床版の取付け工事）	2階のはり及び床のコンクリート打込み工事。（当該工事を現場でおこなわないものは、2階の柱又は壁の取付け工事
木造	屋根工事	壁の外装工事又は内装工事
その他の構造	2階の床工事	2階の柱又は壁の取付け工事